

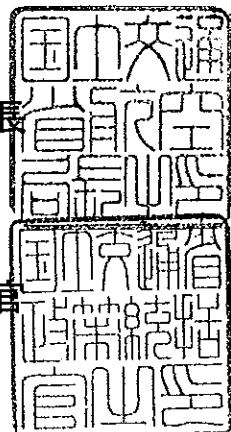


国空推第 131 号
国政参複第 269 号
平成21年11月13日

ヤマト運輸株式会社
代表取締役社長 木川 真 殿

国土交通省航空局長

国土交通省政策統括官



航空貨物に対する保安対策の改善指示について

特定航空貨物利用運送事業者等による航空貨物に対する保安対策の実施状況について、貴社に対し随時監査を実施したところ、一部の営業所において、航空貨物保安計画で規定する特定荷主及びその有効期間の管理が行われていないことが明らかとなり、また、全社的に特定荷主の管理が不十分であった。さらに、航空貨物の受付手続時における安全確認が一部不十分であったこと等が判明しました。

このため、特定航空貨物利用運送事業者等の認定等に関する指針第9条第2項に基づき、貴社が定める航空貨物保安計画及び航空保安教育訓練実施計画に従い、航空貨物の取り扱いに対し、適切な保安対策を講じるべく、下記の事項について、早期に実施するよう改善を指示する。

なお、下記事項に係る改善結果を平成21年11月30日までに国土交通省に報告されたい。

記

航空貨物に対する保安対策を確実に実施するために以下の措置を講ずること。

1. 特定荷主の安全宣言書の内容及び有効期間の確認等管理の適正化
2. 航空保安教育訓練実施計画に従った教育訓練の確実な実施
3. 自主監査の確実な実施
4. 航空貨物保安計画の全支店への周知及びそれに伴う必要な検査手順等に関する社内マニュアルの整備

なお、1～4の改善報告が行われ、かつ、改善措置に基づく保安体制が確認できるまでの間、貴社で実施している特定荷主の貨物も含めた全数についての保安検査は継続するよう指示する。